

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

| | |
|------------------|---|
| 開会日 | 令和6年6月7日（金）午前9時30分 |
| 閉会日 | 令和6年6年7日（金）午前11時52分 |
| 場 所 | 長久手市役所本庁舎 2階 委員会室 |
| 出席委員 | 委員 長 富田えいじ 副委員 長 おくだけんじ 委 員 伊藤真規子 大島令子 岡崎つよし なかじま和代 山田けんたろう わたなべさつ子 |
| 欠席委員 | な し |
| 欠 員 | な し |
| 会議事件のため出席した者の職氏名 | 市長 佐藤有美 福祉部長 川本満男 次長（福祉政策、福祉、長寿担当） 中野智夫 次長（保険医療、健康推進担当） 貝沼圭子 長寿課長 森 延光 いきいき長寿係長 粕谷梨江 介護保険係長 岩田修也 保険医療課長 諸戸洋子 課長補佐 伊藤弘憲 医療係長 青山将之 子ども部長 飯島 淳 次長 近藤かおり 子ども政策課長 出口史朗 課長補佐兼子ども政策係長 水野真紀子 子ども未来課長 柴田浩善 課長補佐 伊藤 愁 保育係長 大久保功一 教育部長 山端剛史 次長兼教育総務課長 若杉玲子 課長補佐 山田克仁 庶務教育係長 宇井正幸 施設係長 岩崎大輔 指導室長 福岡 和 計 23 人 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 議長 木村さゆり 議会事務局長 横地賢一 主任 佐藤有美 |
| 会議録 | 別紙のとおり |

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 46 号 長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

長寿課長 議案第 46 号について説明

大島委員 申請手数料は、介護保険特別会計の収入となるのか。

長寿課長 介護保険特別会計の介護サービス事業者指定申請手数料として計上している。

大島委員 「ながくて福祉ガイド(高齢者編)」に掲載されている市内介護保険事業所一覧の中に、該当する事業所はあるか。

長寿課長 介護予防支援事業を実施している事業所はあるが、地域包括支援センターからの委託として実施している事業所である。

大島委員 地域包括支援センターから受託せず、手数料 3 万円を支払い、指定を申請すれば、独自にできるということか。

長寿課長 そのとおりである。

大島委員 そのような事業所は幾つあるのか。

長寿課長 居宅介護支援事業所で、6 事業所である。

大島委員 申請の窓口はどこか。また、指定はどこから受けるのか。

長寿課長 申請の窓口は長寿課で、長久手市が指定する。

大島委員 指定の申請に対する審査は、どのように行うのか。また、現地調査もするのか。

長寿課長 人員配置基準、運営基準、施設基準という三つの基準で審査する。基本的には書類審査のみである。

大島委員 具体的に、必要な条件は何か。

長寿課長 人員配置基準は利用者数に対する必要な専門職の人数、運営基準は万が一の場合の対応、施設基準は利用者数に対する必要な面積などである。

大島委員 1 人当たりに必要な面積も書類のみで確認するのか。

長寿課長 図面等を提出してもらおう。

大島委員 専門職かどうかの確認は、資格の証明書等の提出を求めるとのことか。

長寿課長 そのとおりである。

大島委員 一度指定を受けると、何年間有効なのか。

長寿課長 新規も更新も6年間である。

わたなべ委員 指定後、更新までの間に、市が施設へ確認のために訪問することはあるか。

長寿課長 3年に1度、訪問する。

大島委員 今後、居宅介護支援事業はどのような方向になっていくのか。

長寿課長 介護業界の人材不足が問題となっている中、地域包括支援センターも忙しく、1人当たりのケアマネジャーが受け持てる人数を、デジタル機器を活用して効率化を図りながら増やしていこうという流れがある。

大島委員 地域包括支援センターは、65歳以上の人口に対して設置数の目安が決まっており、本市には2か所ある。以前からもう1か所増やしてもいいのではないかと一般質問等で指摘しているが、本市の地域包括支援センターも忙しいのか。

長寿課長 重層的支援ということで、年齢問わず相談業務が増えている。

大島委員 介護保険法の改正を機に、地域包括支援センターをもう1か所増やすことを検討しないか。

福祉部長 居宅介護支援事業所が直接ケアプランを作成できるようになれば、地域包括支援センターにも余裕が生まれると思うので、様子を見ながら次期計画の中で方向性を示していきたいと考えている。

大島委員 今回の改正について、現在、地域包括支援センターから受託している事業所には周知しているのか。

長寿課長 法改正等の情報は、逐次、介護保険事業所に提供している。

なかじま委員 法改正により地域包括支援センターから委託を受けて実施するよりも、直接実施の方が手数料の単価が高くなっていると思うが、予算の見直しはどこかのタイミングで行うのか。

長寿課長 法改正による手数料は既に変更されており、その単価に基づいて支払うことになる。

なかじま委員 今まで地域包括支援センターから受託していた事業を直接できるようになるのは、市の指定を受けてからだと思うが、指定を受ける前から高い単価で請け負えるということか。

長寿課長 直接実施した場合の単価となるのは、指定を受けた後である。

具体的に居宅介護事業所に入る金額は、地域包括支援センターからの委託の場合は地域包括支援センターの手数料を除いた約4,400円で、指定を受けて直接実施する場合は約4,900円である。

なかじま委員 居宅介護支援事業所が直接実施すると予算の増額が必要になると思うが、

補正をするほどでもないということか。

長寿課長 1件当たり約500円の増額となるが、今のところ指定の申請希望はなく、また、申請があったとしても、1件あたりの増額幅を考えると、補正をするほどではないと考える。

なかじま委員 令和5年度の実績はどのようなか。

長寿課長 地域包括支援センター等におけるケアプランの作成件数は、約2,700件である。そのうち居宅介護事業所への委託は40パーセント程度で、約1,100件である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第47号 長久手市福祉の家条例の全部を改正する条例について

長寿課長 議案第47号について説明

伊藤委員 改正によって、運営上の変更はないように思えるが、市は指定管理者に対してどのようなことを望んでいるのか。

長寿課長 今回、「市民の福祉向上及び健康の維持」から「地域福祉の推進」に目的を変えている。健康増進によっても地域福祉の推進が図られることから、健康増進も含めて考えている。今後、高齢者が増え、障がいのある人もみえ、ますます個別での対応が増えることが予想されるため、地域の力も使いながら、多様性のある社会を支えていく必要がある。

長寿課が所管していることから、まずは高齢者の健康維持に力を入れ、障がい、生活困窮などの相談業務を担う中で総合的に判断し、福祉エリアをコーディネートしていただきたい。

伊藤委員 それは指定管理でないと実現できないのか。

長寿課長 現在、相談業務を担っている社会福祉協議会が、今のリアルな課題を一番認識しており、社会福祉協議会に指定管理を任意指定することが望ましいと考えている。

- 大島委員 長寿課長 今回の改正は、この条例から温浴施設を外すということか。
令和6年3月議会に提出した条例改正で既に温浴施設の内容は削除している。
- 大島委員 長寿課長 大島委員 現在、福祉の家は、社会福祉協議会が指定管理をしているのか。
福祉エリアは指定管理ではない。
地域福祉に関して、市役所の業務は制度の手続き等が主で、対面での相談など、実際に窓口となっているのは、ほとんど社会福祉協議会である。
改正案では、社会福祉協議会の業務が狭められることなく、今までと同じか今まで以上の内容となっているか。
- 福祉部長 現在、福祉の家の施設管理は市が行い、福祉政策などの実務を社会福祉協議会に委託している。現場でいろいろなことが起こる中、実務だけを委託している状況は、様々な調整が必要となり、すぐには解決できないこともあるため、今後は施設管理も含め、社会福祉協議会に任せたいと考えている。
また、社会福祉協議会の業務内容を狭めることはしない。社会福祉協議会には、地域福祉の拠点として、より一層の発展を期待している。
- 大島委員 現在、午後5時以降の施設管理は、市が別業者に委託していると思うが、今後は社会福祉協議会が委託することになるのか。
- 長寿課長 大島委員 これから指定管理について協議する中で、検討していく。
この改正は、令和7年4月1日以降のPFIコンセッション方式による公民連携事業を見据えてのものか。
- 長寿課長 そのとおりである。令和7年4月1日の事業開始に合わせ、福祉の家の温浴エリアと田園バレー交流施設のほか、福祉の家の福祉エリアも指定管理とすることが、改正の趣旨である。
- わたなべ委員 指定管理になった場合の利用料金はどうなるのか。
長寿課長 別表の金額を上限に指定管理者が設定することになる。
わたなべ委員 別表の金額を上回ることはないということか。
長寿課長 そのとおりである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 48 号 長久手市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

子ども政策課長 議案第 48 号について説明

わたなべ委員 機構改革とは、厚生労働省から内閣府に所管が変わったということか。

子ども部長 本市の機構改革である。令和 5 年 4 月にこども家庭庁が発足し、こどもまんなか社会の実現のため、国が新たに実施する施策に対応する組織として、子ども政策課を設置した。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 49 号 長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども未来課長 議案第 49 号について説明

大島委員 特定教育・保育施設とは、市が認可している保育所のことか。

子ども未来課長 特定教育・保育施設は、認定こども園や幼稚園、保育所が挙げられるが、本条例は特定地域型保育事業所も含まれ、小規模保育や家庭的保育など、施設型給付費の対象となる民間施設である。

大島委員 小規模な保育所も規定などをホームページ上に掲載しなければならないのか。

子ども未来課長 保育所は、その規模に関わらず、規定や重要事項説明書を整備しているものと認識している。定期的に行っている監査でもそれらは確認している。今までも施設内で閲覧できるようにしていたため、インターネット上でも掲示できると考えている。

わたなべ委員 令和 5 年 3 月 31 日に改正された「子ども・子育て支援新制度における事

業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」において、改正前は同法第19条第1項第3号が、改正後は第1項が消えて同法第19条第3号となっている。これも関連しているのか。

子ども未来課長 こども家庭庁設置法の施行に伴い、今まで内閣総理大臣と厚生労働大臣が協議しなければならなかった条文が削除されたために第1項がなくなったものである。今回の条例とは関係ない。

質疑及び意見を終了

委員長 この際、暫時休憩。

<午前10時25分休憩>

<午前10時35分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第50号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

保険医療課長 議案第50号について説明

伊藤委員 後期高齢者医療被保険者証が最後に発行されるのはいつか。また、その有効期限はどのようなか。

保険医療課長 令和6年7月上旬に、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの保険証を交付する。

伊藤委員 令和7年7月31日までしか使えないということか。

保険医療課長 そのとおりである。

伊藤委員 資格確認書は申請しなくても郵送されるのか。

保険医療課長 当面の間は、一斉更新の際に自動で交付されると聞いているが、詳細は、愛知県後期高齢者医療広域連合でこれから決定される。

- 伊藤委員 詳細が決定したら、被保険者にはどのように周知するのか。
- 保険医療課長 広域連合から通知が届くと思うが、時期的には、保険証の有効期限が切れる前の、令和7年7月初旬になると思われる。
- わたなべ委員 この規約の改正は、マイナンバーカードと関連していると思うが、マイナンバーカードの健康保険証としての利用状況は把握しているか。
- 保険医療課長 広域連合から3か月に1度、マイナ保険証としての利用登録者数が通知される。登録者数は把握しているが、誰が登録しているかはわからない。
- 大島委員 国民健康保険については、いつ条例が出るのか。
- 保険医療課長 今回の議案は後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更するものであり、国民健康保険については議案の内容からそれるため、回答しかねる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

- わたなべ委員 今後認知症に罹患する人や独居単身世帯が急増すると予想され、医療においてマイナンバーカードの利用を推進することは、医療情報漏えいや犯罪被害など、多大なリスクがある。また、金融や通信などでシステム障害が多発する中、医療の提供を停止しかねない。マイナ保険証の義務化は憲法第25条の生存権をも危うくする可能性があるため、紙の健康保険証を存続させることが必要と訴え、反対する。

賛成討論なし

反対討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

- 委員長 この際、暫時休憩。

<午前10時51分休憩>

<午前11時00分再開>

- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

所管事務調査

長久手市教育振興基本計画の進捗状況と今後について

教育総務課長 長久手市教育振興基本計画は、2019年度から2028年度までの10年間の計画である。計画の策定にあたっては、学識経験者や教育関係者、保護者代表、公募市民からなる教育振興基本計画策定委員会で検討し、アンケートやヒアリングを実施したほか、市民参加の計画策定作業部会を組織し、様々な角度から市民の声を聞いている。PDCAサイクルとしては、定例教育委員会において、関係課が進捗状況を報告し、委員から意見をいただきながら改善を図るとともに、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」で有識者にも評価をいただいている。

なかじま委員 2024年3月までの前期計画の数値目標は、どの程度達成できたのか。
教育総務課長 教育総務課に関連する八つの取組について、達成したのは四つである。達成できなかった「地域学校協働本部の立ち上げと協働活動の推進」、「地域人材を活用した教育の推進」、「外国語に触れる機会の拡充」、「大学や民間企業と連携した教育の推進」についても取組は進めているが、コロナ禍が影響してボランティア活動が回復しなかったことが、未達の主な要因である。

なかじま委員 令和5年6月に国は第4期教育振興基本計画を閣議決定し、今後5年間の基本施策を提示した。国の補助金を受けるためには、後期計画の策定が必要だと思うが、策定しなかった理由はどのようなか。

教育総務課長 計画の進捗管理や見直しは、年度ごとに重点事項の目標を立て、定例教育委員会に諮りながら行っている。国の第4期教育振興基本計画には総括的な基本方針が掲げられており、2040年以降の社会を見据えた教育政策における基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げている。本市の教育大綱はこの基本方針に沿っており、教育大綱の理念の実現を目指す本市の教育振興基本計画も合致している。また、細かな政策についてもほとんどが現計画に含まれており、含まれていないものについても推進できていると考える。

なかじま委員 長期目標として10年間の計画を策定し、前期計画があるのであれば、後期計画もあって然るべきではないか。1年ごとに進捗状況の管理・見直しを行っているとのことだが、後期計画を作成しない理由は何か。

教育総務課長 毎年、教育委員会で進捗状況や重点的に実施する項目を報告しており、今後もそのような形で進めていくと判断したためである。

なかじま委員 教育委員会に諮りながら管理するというのは、手続き上の問題であって、

市政運営の基となる計画が一部ないのはおかしいと思うのが一般的な感覚である。令和5年度は部長の人事異動などもあり、多忙で作成できなかったのではないかと考えられるが、元から作成する気がなかったのか。

教育部長 大まかにはこれまでの答弁のとおりだが、補足をする、方針が合致している計画がある中、計画を作成し直すか、計画を参酌して迅速に現場に落とし込むかを考えたときに、迅速に現場に落とし込む方が子どもたちのためになるのではないかと思ひ、後期計画は作成しないこととした。

なかじま委員 現計画は、国の第3期教育振興基本計画に基づいて作成されているが、第4期計画の内容はほぼ網羅されているため、計画を作成し直さないと判断したのは誰か。

教育部長 教育委員会の中で判断した。

なかじま委員 教育委員会の委員が第4期教育振興基本計画を見て、本市の教育振興基本計画には新たに追加するものがないと判断し、後期計画がないという理解でよいか。

教育部長 計画を作る必要性について、明確な判断はしていない。繰り返しになるが、国から新しい計画が示されたが、その基本方針が現計画と重複していること、細かな政策についてもほとんどが現計画に含まれていることから、まだ計画を作成し直すタイミングではないと判断した。

なかじま委員 前期計画で4事業がコロナ禍で達成できなかったから、後期も同じ数値目標とするということか。

教育部長 目標の未達にはさまざまな理由があるため、新たな数値目標の設定は考えていないが、PDCAサイクルの中で、委員や有識者の意見も参考にしながら、今後協議していきたい。

なかじま委員 学校プールの見直しは、計画内のどの取組に位置付けられているか。

教育総務課長 「安全で快適な学習環境づくり」の「学校施設の長寿命化対策」及び「教員の働き方改革の推進」の「外部指導者の拡充と部活動指導員の検討」で、研究協議として掘り下げた中で出てきたものである。また、行政改革の第3弾の重要課題事業に位置付けられており、調査研究を進めた結果、学校プールの老朽化、維持管理費、指導教師の負担軽減などの現状を改善するために、プール指導を民間委託することになった。

なかじま委員 プール指導の民間委託は、西小学校で試行的に実施し、令和7年度から東小学校と北小学校に拡大することだが、現状では、何の計画にも基づいておらず、予算書でしか説明できない。部活動の民営委託も然り、大きなお金が動く事業で、数値目標が示されないのはいかがなものか。それでも部長は計画を作成しないと明言するのか。

- 教育部長 いろいろな考え方があると思うが、今現在、後期計画を作成する予定はない。ただし、学校プールの見直しやICT教育の推進など、重要施策については行政改革などでも取り上げられており、ホームページ等で積極的に配信していこうと考えている。
- 大島委員 教育振興基本計画には、ハードの部分も含まれているか。
- 教育総務課長 学校施設の長寿命化やバリアフリー化、エアコンの設置などがある。
- 大島委員 小中学校のエアコンの設置は、10年後には入れ替えが必要となり、財政的に非常に厳しいと財政当局や市長公室から言われた。計画の中に設置や更新の時期があればわかりやすいと思うが、どうか。
- 教育総務課長 市全体のアクションプランがあり、その中で計画している。
- 大島委員 「地域学校協働本部の立ち上げと協働活動の推進」において、地域学校協働本部の立ち上げ学校数の2023年の目標数が2校とのことだが、1校は設置できたのか。
- 教育総務課長 地域学校協働本部は長久手小学校区にある。現在、2校目の設置に向けて動いているところである。
- 大島委員 「地域人材を活用した教育の推進」において、体験学習に活用した地域人材の人数の目標数300人は達成できなかったとのことだが、220人から何人増えたのか。
- 教育総務課長 2023年の実績は195人である。地域人材は小学校の部活動に関わる人が多いため、部活動が縮小し、地域人材の人数も減少している。
- 大島委員 「多文化共生教育の推進」において、国際交流学習実施校数は1校から5校を目標としていたが、現在、何校あるのか。
- 教育総務課長 全9校で、100パーセント達成できている。
- 大島委員 「外国語に触れる機会の拡充」において、英語科・外国語活動の授業を支援する外国語ボランティア数は10人から20人を目標としていたが、現在、何人いるのか。
- 教育総務課長 授業を支援する大学生のボランティアはコロナ禍で減少後、いまだ回復しない状況にあり、10人弱となっている。
- なかじま委員 「不登校児童生徒への支援の充実」について、不登校児童生徒の人数の推移はどのようか。
- 教育総務課長 30日以上長期欠席者数は、小中学校合わせて、令和3年度が141人、令和4年度が197人、令和5年度が240人である。
- なかじま委員 そのうち家庭にいる不登校児童生徒は何人で、適切な支援とは何か。また、令和6年度から新たに取り組んでいる施策はあるか。
- 教育総務課長 家庭にいる不登校児童生徒は約50人おり、保護者と連携しながら電話や

家庭訪問などで児童生徒の様子を把握に努めている。教員以外へ相談する機会としてスクールソーシャルワーカーを紹介したり、少しでも学校に来ることができそうな児童生徒には、授業時間にかかわらず、授業後の登校を促すこともある。新たな施策としては、令和6年度から学校以外の居場所の一つとして、商業施設でフリースクールを開設した。

なかじま委員 現在、全庁的に実施している事業総点検と教育振興基本計画は、どのような関係にあるのか。

教育総務課長 令和6年3月議会の一般質問において、市長公室長が答弁しているが、事業総点検は、全課の中事業のうち法定受託事務や職員人件費、臨時的経費などを除いた338事業を対象とし、多角的な視点で市の特徴や強みを生かした経営判断を行った上で、総合計画の基本目標ごとに削減額及び削減対象事業を決定する。現在、企画政策課を中心に点検中であるため、削減対象や額については回答できない。

なかじま委員 教育振興基本計画にある事業も事業総点検の対象か。

教育総務課長 そのとおりである。

なかじま委員 教育振興基本計画では、PTAはどのように位置付けられているか。

教育総務課長 PTAは所管が生涯学習課であるため、回答しかねる。

なかじま委員 第4期教育振興基本計画にある「特異な才能のある児童生徒に対する指導支援」について、本市の方針はどのようなか。

教育総務課長 保護者や児童生徒本人と相談しながら個別に最適な学習の場を通して支援している。今後も引き続き継続していきたい。

なかじま委員 学校現場で特異な才能のある児童生徒は発見できるのか。

指導室長 他の児童生徒と比べて飛び抜けていることが多いため、発見は可能だと思うが、それをどう指導していくかがこれからの課題である。

なかじま委員 リカレント教育の環境整備はどのように進めるのか。

教育総務課長 リカレント教育とは、学校教育から離れた後も必要なタイミングで再び教育を受け、就労と教育のサイクルを繰り返すことである。生涯学習に関することであり、教育総務課では回答しかねる。ただし、産業界や大学などの高等教育機関の役割が大きく、自治体の役割は啓発や学習者が学習しやすい環境づくりになると思われる。

わたなべ委員 商業施設でフリースクールを開設した経緯はどのようなか。また、何か所で実施し、何人ぐらいの参加があるのか。

教育総務課長 当該フリースクールは、子どもたちが自由に来られる場と、予約制の保護者の相談の場の2本立てとなっているが、どちらも学校や公の施設はハードルが高いといった意見があったため、商業施設内に開設した。

実施場所は、イオンモール長久手4階のイオンホールで、月に2回程度実施している。

指導室長 令和6年5月20日と28日に実施したところ、児童生徒の参加が2人、保護者相談が2件であった。本日、6月7日も実施予定で、児童生徒2人、保護者2人の予約が入っている。

わたなべ委員 実施時間はどのようか。

指導室長 保護者相談は、午後1時から午後2時までと午後2時から午後3時までの1時間単位で予約を受け付けている。定員は2人だが、少しでも敷居が下がればよいと考えている。

委員長 質疑がないようなので、長久手市教育振興基本計画の進捗状況と今後についての所管事務調査を終了する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前11時52分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和6年6月7日

教育福祉委員会委員長 富田えいじ